

ASAHI NEWS

令和5年4月10日
第157号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 4月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

固定資産課税台帳の縦覧期間：4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める同税の第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限：4月17日

経営・経済

4月14日：国際通貨基金(IMF)・世界銀行の春季会合(ワシントン、16日まで)

4月20日：貿易統計発表(財務省)

4月21日：全国消費者物価指数発表(総務省)

4月27日：日銀金融政策決定会合(日銀、28日まで)

4月27日：米GDP速報値(米:商務省)

4月28日：有効求人倍率発表(厚労省)

4月28日：経済・物価情勢の展望(展望レポート)(日銀)

4月28日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



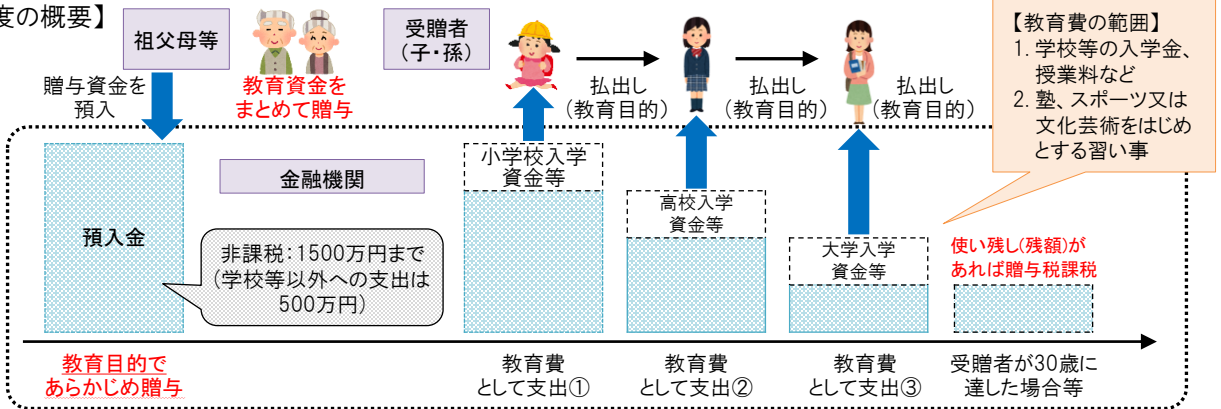
「一括贈与に係る非課税措置の見直し～教育資金、結婚・子育て資金～」

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金について一括贈与を受けた場合の非課税措置について、令和5年度税制改正において見直しが行われました。適用期限の延長の他、節税的な利用につながらないよう所要の見直しが行われましたので、内容につきまして、ご説明いたします。

教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し

適用期限が延長されたほか、相続税の課税対象拡大等の見直しがされました。

【制度の概要】



	現行	改正後
1. 受贈者が23歳未満等である場合等(※)の相続財産の課税対象	課税対象外	贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は課税対象
2. 受贈者が30歳に達した場合等の贈与税率	受贈者の年齢によって一般税率又は特例税率	一般税率のみ

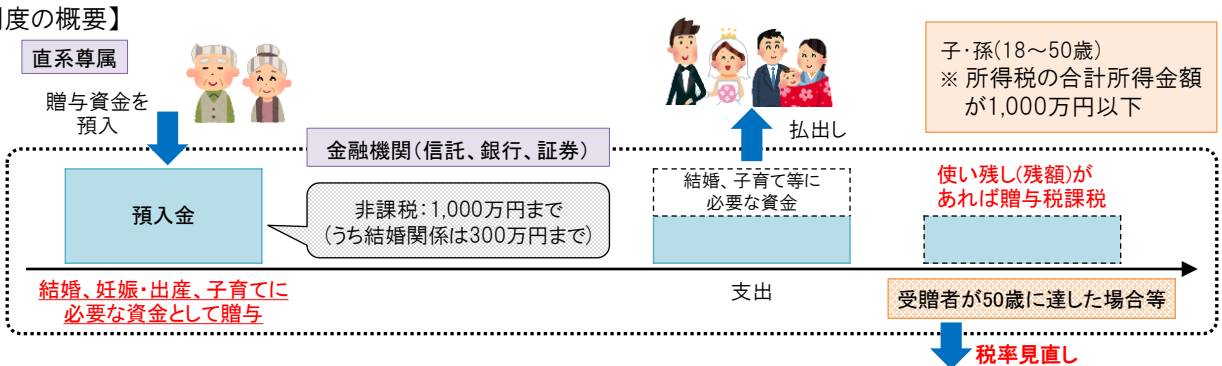
- (※) 贈与者の死亡の日において受贈者が次のいずれかに該当する場合
- 23歳未満である場合
 - 学校等に在学している場合
 - 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

- 【適用時期】
- ① 令和8年3月31日まで3年間延長
 - ② 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用
 - ③ 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し

適用期限が延長されたほか、残額がある場合に適用される贈与税率について見直しがされました。

【制度の概要】



	現行	改正後
受贈者が50歳に達した場合等の贈与税率	特例税率	一般税率

- 【適用時期】
- ① 令和7年3月31日まで2年間延長
 - ② 令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

インボイス発行事業者となる免税事業者の負担軽減

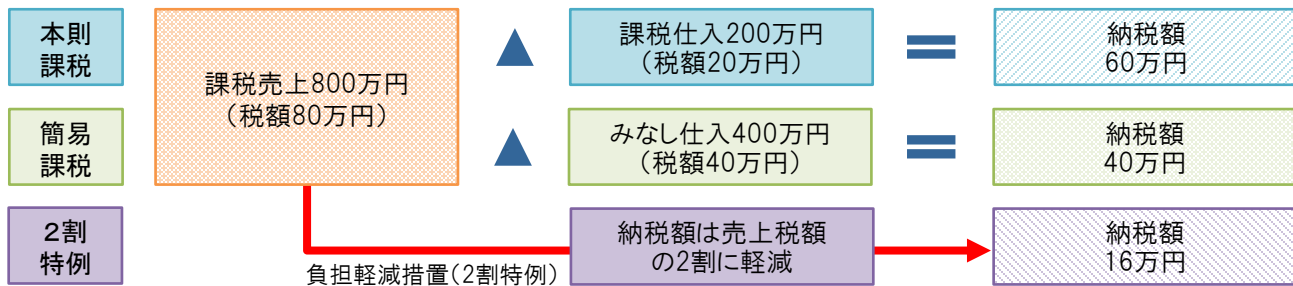
令和5年度税制改正により、インボイス制度開始を機に、これまで免税事業者であった者がインボイス発行事業者となる場合、**納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置が講じられることになりました**。この措置により、簡易課税制度の適用を受ける場合と比べて、事務負担も更に軽減されます。

負担軽減措置の概要

消費税納税額の負担軽減

この措置を適用すると**消費税負担を売上税額の2割に軽減**することができます。なお、適用にあたって事前の届出は必要なく、消費税の確定申告書に適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

課税売上800万円(税額80万円)、課税仕入200万円(税額20万円)のサービス業(みなし仕入率50%)を例とした場合の、各制度における消費税の納税額の比較は下記の通りとなります。



出典:財務省インボイス制度の改正案に関する資料を基に作成

事務負担の軽減

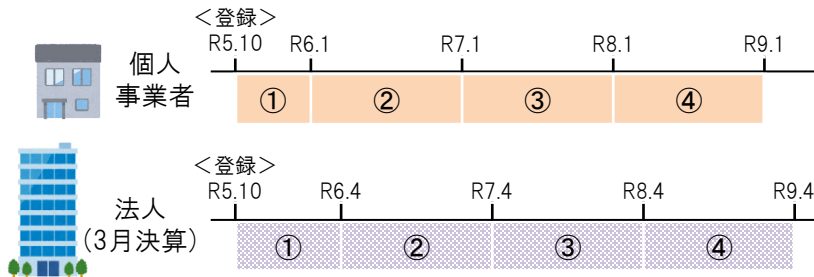
業種に関わらず、売上を把握するだけで消費税申告が可能となり、**簡易課税制度と比較しても事務負担が軽減されます**。

対象期間と対象者

【適用対象期間】

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間が対象となります。

(但し下記「特例の対象とならない場合」にご留意ください)



【対象者】

特例の対象者

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者で、具体的には以下の者が対象となります。

- 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- 免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者(*)

(*)免税事業者が課税事業者選択届出書を提出し、インボイス制度施行前(令和5年10月1日前)から課税事業者となっている場合は、令和5年10月1日の属する課税期間は本特例の適用を受けることはできません。但し、この場合でも、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出することで、令和5年10月1日から納税義務者となった期間について本特例の適用が可能となります。

特例の対象とならない場合

- インボイス発行事業者の登録を受けていない場合
- インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合。
 具体的には
 - 基準期間(個人:前々年、法人:前々事業年度)における課税売上高が1千万円を超える場合
 - 資本金1千万円以上の新設法人である場合
 - 調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った場合等
- 課税期間を1か月又は3か月に短縮する特例の適用を受ける場合